

個人情報の定義について

1 検討・確認事項

番号法に基づき必要となる特定個人情報の保護措置のための条例改正に際しては、「特定個人情報」と「情報提供等記録」をその対象としているため、各々の定義を神戸市個人情報保護条例（以下「条例」と表記）に規定することとなる。

(1) 本市で取り扱う特定個人情報における「死者」の取り扱い

番号法において「特定個人情報」は、個人番号を含む個人情報と定義され、地方公共団体に適用される個人情報は個人情報保護法で規定される個人情報を指し、この場合生存者のみを対象としている。

条例では、死者に関する情報であっても、不適切な取り扱いにより死者の名誉を傷つけることも考えられるため、個人情報として本制度の対象に含めている。

【参考①】番号法第2条（抜すい）】

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

【参考②】個人情報保護法第2条（抜すい）】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【参考③】条例（抜すい）】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

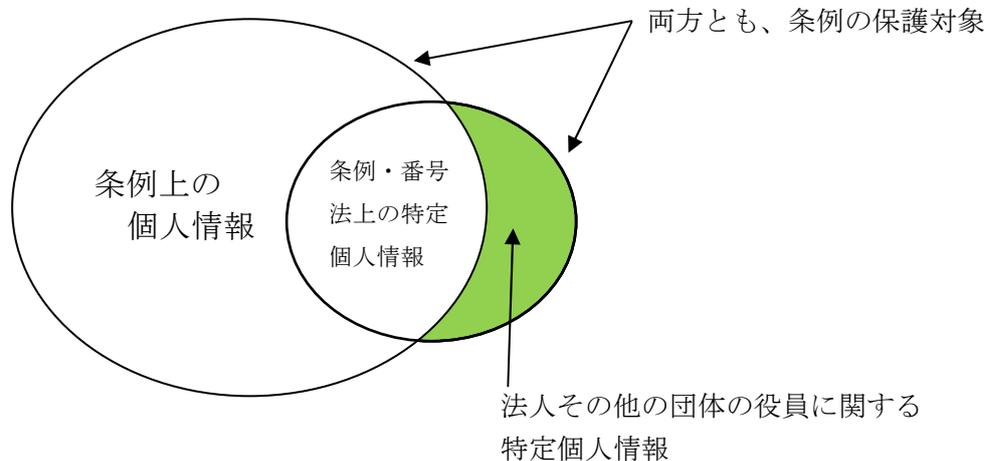
(1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(5) 本人 個人情報から識別され、又は識別されうる当該個人をいう。

(2) 特定個人情報が条例上の個人情報に該当しない場合の取り扱い

特定個人情報は、基本的には条例上の個人情報に該当するものの、条例上の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する情報」(上記参考③(1)の後段部分) もその対象に含まれる。

【参考④】 条例上の個人情報と特定個人情報



【参考⑤】 条例 (抜すい)

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。